

弁護士が解説!!「ビジネスに必要な商品名・表示についての法律知識」③

特徴あるカタチや地域ブランドを保護するには？

製品の特徴的な形状を守るには「意匠権」や「実用新案権」が考えられますが、これらは10数年でその寿命を終えます。これに対し、商標権（立体商標）は10年毎に更新することにより、半永久的な保護を受けられます。ところで立体商標とは、子供向け洋菓子やフライドチキンの人形のように、割と有名なものが例に挙げられますが、実際、その取得にはどのような要件が必要なのでしょうか？

また、「堺刃物」など、地域名と普通名称からなる「地域団体商標」も同様に割と有名なものが多いのですが、半永久的に守られる権利で、地域の町おこしにとって非常に有効とされています。

本セミナーでは、商標の中でも、あまりとりあげられることのない『立体商標』と『地域団体商標』について、制度概要・趣旨のほか、商品の形状を保護する他の法制度（意匠権、不正競争防止法、著作権法）との関係や活用事例などについて、わかりやすく解説して頂きます。ぜひご参加ください！

★講師は、弁護士の面谷（めんや）和範先生（面谷・島法律特許事務所）です。

- ◆日時 平成29年11月17日（金）
18:30~20:00（セミナー） 20:00~21:00（交流会）
※交流会は会費1,000円/人

- ◆場所 ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）
北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17（近鉄けいはんな線「荒本駅」下車5分）

- ◆申込 「インターネット」または「FAX」
※インターネットは、MOBIOホームページにアクセスしてください
※FAXは下記申込書に記載してください

- ◆お問い合わせ

ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

（担当：山崎、山根）TEL：06（6748）1052

MOBIO

<http://www.m-osaka.com>

検索

から「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください

うちの製品のデザイン、何か保護されないのかなあ？

みんなで何か一緒につくって地域でもりあがれないかなあ・・・？

参加申込書（FAX06-6748-1062）※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は 20:00 より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費おひとり様 1,000 円）

※本セミナー参加申込にかかる個人情報は、主催者間で共有させていただきます。また、本申込に記載された個人情報につきましては、本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。